令和4年7·8月/No.164

宗谷森林管理署 礼文森林事務所



文 高山植物保護にご協力を



島内外の皆様の植生保全へのご協力により、礼文島の希少な自然が今日まで引 き継がれています。礼文島の約8割は国有林で占められており、国有林から樹木 や草花、土を盗むと森林法により罰せられます。また、レブンアツモリソウの場 合は「絶滅のおそれがある野牛動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」 で国内希少野生動植物に指定されています。

<森林法:罰則>

森林においてその産物を窃取した場 合、3年以下の懲役又は30万以下の 罰金。保安林※の場合は5年以下の 懲役又は50万以下の罰金。

※保安林は水源涵養、土砂流出の防備等の目的 に指定された森林のことで、礼文島国有林はほ ぼ全域が指定されています。

<種の保存法:罰則>

国内希少野牛動植物の捕獲、採取、 ■殺傷又は損傷を行った場合は、5年 Ⅰ以下の懲役もしくは500万以下の 罰金、またはこれら両方を科す。



このようにきびしい罰則が設けられています。なによりも礼文島の財産が失わ れてしまわないよう、引き続き皆様のご協力をお願いします。

『夏のお花紹介』













発行:宗谷森林管理署 礼文森林事務所〒097-1201

北海道礼文郡礼文町香深字へウケトンナイ TEL&FAX:0163-86-1606